

会議名 (審議会等名)		平成20年度第2回 川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)		まちづくり部 まちづくり推進室 都市計画課 内線(2921)		
開催日時		平成20年11月26日(水) 午後3時00分～4時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	古川・水島・名越・四谷・宝田・住田・前田・江見・小山・藪内・伊藤・釜谷・山下		
	幹事			
	事務局	常城・上治・酒本・井内・奥田・堀内・渡辺		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>議題</p> <p>(1) 議案第1号 川西市都市計画審議会における副会長の選出について</p> <p>(2) 議案第2号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定)</p> <p>(3) 議案第3号 阪神間都市計画道路の変更(3.5.920号見野線)について (川西市決定)</p> <p>(4) 議案第4号 阪神間都市計画マスタープラン等について(報告) (兵庫県決定)</p>		
会議結果		<p>(1) 議案第1号 副会長に江見委員が選出されました</p> <p>(2) 議案第2号 原案のとおり可決されました</p> <p>(3) 議案第3号 原案のとおり可決されました</p>		

事務局	<p>本日は都市計画審議会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>まず、都市計画審議会に先立ち、今回「生産緑地地区の変更」及び「都市計画道路見野線の変更」について、市長より付議していただきます。</p> <p>市長よろしく申し上げます。</p>
市長	<p>(市長挨拶)</p> <p>「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」</p> <p>「阪神間都市計画道路の変更(3.5.920号見野線)について」</p>
事務局	<p>なお、市長は、公務のため退席させていただきます。</p>
事務局	<p>(開 会)</p> <p>それではただ今から、平成20年度第2回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます、まちづくり部まちづくり推進室長の 上 治 でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それではまず、会長より開会の挨拶を申し上げます。</p> <p>会長、どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本審議会委員の市議会議員選出委員が、10月28日の改選により、新たに就任されておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>(市議会選出委員紹介)</p> <p>なお、中礼委員、安田委員は、本日所用のため欠席されております。</p> <p>改めて、ご紹介させていただきます。</p> <p>(学識経験者、関係行政機関からの選出委員紹介)</p> <p>なお、学識経験者から選出の今北委員、久委員、三輪委員、崎田委員は本日所用にて欠席でございます。</p>

事務局	<p>ここで、委員の出席についてご報告させていただきます。</p> <p>委員19名の内、本日ご出席いただいておりますのは、【13】名でございます。</p> <p>従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、議案第1号「川西市都市計画審議会における副会長の選出について」を議題といたします。事務局説明を願います。</p>
事務局	<p>事務局です。選出に入る前に、少し補足をさせていただきますが、このたび10月の末に川西市議会の方での役員改選に伴いまして、川西市の都市計画審議会委員であられました。6名の議会から選出の委員さんが、一度すべて解職ということになっておりまして、このたび改めて6名の委員さんを委嘱させていただいた経過がございます。</p> <p>これに伴いまして、前回まで副会長をしていただきました小山委員につきましては、今回改めて選出をさせていただいておりますが、解職に伴いまして副会長の職も辞されておりますので、改めてこのたび副会長を選出するものでございます。</p> <p>それでは、副会長の選出の方法についてですが、川西市都市計画審議会における副会長の選出については、都市計画審議会条例5条の規定によりますと、本審議会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は委員の選挙により定めるとありますが、同条例施行規則第3条第2項では、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができるとの規定がございます。</p>
議長	<p>今、副会長の選出にあたっては、説明のあったようなことでございます。ここで改めましてどのような方法で進めさせていただいたらいいでしょうか。</p>
委員	<p>推薦。</p>
議長	<p>推薦ということでご提案いただきましたので、推薦の方法によることとします。皆さんそれでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。江見委員を推薦。</p>
議長	<p>江見委員推薦のお声がありましたので、副会長に江見委員を選出してよろしいですか。</p>

委 員	異議なし。
議 長	副会長に江見委員よろしくお願ひします それでは江見委員に副会長就任のご挨拶を賜りたいと思ひます。
副 会 長	(副会長就任挨拶)
議 長	ありがとうございました。 それでは引き続き議事を進めさせていただきます 議案第2号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定)」を議題といたします。 なお、本件につきましては、市長より付議を受けておりますので、付議書の写しを事務局より配布します。 資料が配布されましたので、事務局説明をお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	説明は、終わりました。 ご質疑・ご質問をお受けいたします。議案第2号について、ご質疑・ご意見等はございませんか。
委 員	この生産緑地一部解除によって、残されたところの用件が満たなくなる場所はないんですね。一団の生産緑地の総面積が500平方メートルだと思うんですけど、一部解除することによって500平方メートルが、残ったところでなくなるというところはございませんか。
事 務 局	事務局です。500平方メートル未満で解除となるような場所はございません。
委 員	この都計審では、こういうことが示されたら、認める方向でやらなければならない方向があるんですけど、この問題での農業委員会等での検討がなされていると思うんですけど、そういう中でのご意見というのはでてきていないのでしょうか。といいますのは、緑地がなくなっていくのはさびしいものですけどどうなんでしょうか。
事 務 局	事務局です。今の委員のご質問は、農業委員会での状況についてですが、われわれの方では把握しておりません。
議 長	ここで、委員さんにお諮りしたいと思います。当審議会の中に農業委員会の会長がおられますので、その整合性について委員の方から説明していただくという形でもよろしいですか。

委員	異議なし。
議長	それでは横の関連ですので、委員よろしくをお願いします。
委員	<p>農業委員の方には、まず、先程おっしゃてました故障だとかご相続が発生しました時に、この土地を解除するという事で、さしてほしいという申出がございます。そこで私どもとしましては正当性を確認させていただいて、先程ご質問させていただきました、一団の農地として500平方メートルというのが最低条件に関わっておりますので、一部を解除することによって、500平方メートルを割ってしまうと。例えば、二筆ありました土地の中で、一筆解除することによって残った一筆が500平方メートルを割ってしまうというようなことは、その土地まで一緒に生産緑地を解除しないといけないことになります。</p> <p>そういった点も先ほどご質問させていただいたんですが、基本的には買取申出があるまでに、委員会のほうにはでるんですけど、委員会の方としましては、でましたものを審議させていただき、特にやむを得ないだろうということになっています。</p> <p>それに基づいて、今度は生産組合長の方に、その農地を農地として使っていただく方がないかということで斡旋されるわけです。それもないと、ただ、ここで皆さんに申し上げてよいかどうか疑問なんですけど、実は買取申出をされる価格なんですね。これが非常に高大なる価格でもって買取の申し入れをされる。</p> <p>役所に対する買取申出については、金額はそうではないんですが、農業者同士での買取をしてくださいという場合に非常に大きな価格で持ってこられるものですので、ほとんどが不成立という状況で、現在のようになっているのが実情でございます。</p>
議長	ありがとうございました。事務局の方で、農業委員会との関連性がよく説明できませんでしたので、委員の中におっていただきましたので補足説明していただきました。委員それでよろしいですか。
委員	はい。
議長	引き続きて議事を進めさせていただきます。 質疑等他にございませんか。
委員	<p>北・中部178の生産緑地についてお伺いしたいんですが、実は現況を見てもみますと、すでに生産緑地解除の既製事実をつくった形で造成工事が進んでいる中で、都計審に出されてくることに対して非常に違和感を持っている。</p> <p>こういうような、旧来の農家の皆さん方が、生産緑地保護という観点から</p>

<p>委 員</p>	<p>税制面でいろいろ保護をしながら、今日を迎えているわけですが、実は市街化区域の中の生産緑地を解除するにあたって、川西市のまちづくりとしてのきちっとした構想が確立されていない。例えば開発規制の範疇で、ミニ開発の連鎖というものが、いろんな面で後のインフラ整備に支障を障したり、いろんな問題を川西市で発生させていることが現状あるものですから。</p> <p>そういう面で今回の178について、なぜ、都計審に生産緑地の解除が決定するまでに工事が行われて、このようなことが今行われていることになるのか、私自身委員として理解不足があるかとは思いますが、現状のあり方について、ご説明いただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>そしたら、1点都市計画の全体的なインフラの関係はご意見ということでお預かりさせていただいて、現状についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局です。生産緑地の解除においては、買取申出を行ってから、3か月で行為の制限が解除になると法律にあります。北・中部178については、買取申出ができてきたのが、平成19年10月24日、その3か月後に行為の制限が解除になりますので、それ以降開発することは可能となります。</p> <p>ただ、都市計画審議会に諮って都市計画変更をするのに時間がかかったということで、開発自体は行為の制限が解除されていますので、可能ということになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の方で受付されて、すでに買取請求の日にちを通過した。だから、審議会にかけるのが遅かったという説明だったと思うのですが。</p>
<p>委 員</p>	<p>解除の申請がでてきても、すでに現況が変わってしまっている。そういうのはどうかと。私も疑義を持ってるわけで、現状をつぶして、ほぼ宅地みたいな状況がいっぱいあるわけです。</p> <p>これ、都市計画を決定したときはいいが、解除するときなんてもう現状は宅地やという状況がざらにある。そういうところを都市計画法として、行政としてどういうふうに把握し、指導していくのかといったご意見やっとなら、私もそういう意見なんです。そこを答えていただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局質問の内容わかりましたね。お願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局です。補足ということになるかと思いますが、生産緑地が都市計画法に定められたのが平成4年ぐらいなんですけども、それからスタートして16年ぐらいが経過しています。実は、都市計画といいながら、都市計画変更については、所有者の方の都合によって左右されてしまうという構造になってしまっていて、その分都市計画側が計画的にそれを止めるとか推進するということができない法律の構造になっています。</p>

事務局

といたしますのは、必ずその農地を営農できなくなると、買取申出をされることになるんですけど、その買取申出をできる要件が3つございます。

1つが指定後30年が経過した後ですがこれはまだです。、2つ目が主たる従事者、主に農業を営んでおられる方、これを主たる従事者といいます、主たる従事者の方が死亡された場合、3つ目が主たる従事者の方が死亡に準ずる重度の障害を負われた場合、この3つが買取申出の要件になってございます。

すなわち、この3つに該当した場合には、生産緑地法が買取申出を行うことを認めております。ですから、この3つに該当した場合に、買取申出がでてきた場合、都市計画課としましてはそれを拒否するか認めないとか受けけないということができません。

主たる従事者が死亡の場合わかりやすいのですが、死亡に準ずる重度の障害、これは法律上限定列挙されており、腕がもがれたとか、目がみえなくなったとか、そういうことを法律上書いてますが、そういう判断は医師の診断書によって行いましょうということがございます。

我々運用するにあたっては、かなり厳しく真摯にさせていただいているわけですけども、例えば必ず主たる従事者の人と面談させていただいて、本当に農業ができない状況なのかどうか、我々は医者ではございませんので詳しいことはわかりませんが、生産緑地法の主旨であるとかを十分説明しつつ、その方が真に農業が営むことができないのかということをお必ず面談して判断させていただいているという運用をさせていただいています。

そのような状況を経て出されました買取申出は、これは行政手続き上届出ですので、我々サイドで拒否するか、許可ではありませんので不許可にするとかそういう性格のものではございません。従いまして、ある一定の日付で買取申出がなされますと、それは法律上自動的に、例えば市或いは兵庫県の公共団体が買い取るか買い取らないかを判断します。買い取らない場合には、その次に農業者、他の農業従事者に先程話がでてましたように斡旋をします。その手続きを踏んで、行政も買い取らない、そして農業従事者も買わないと言う場合には、申出後3か月で自動的に解除になるという法律の構造になっています。

従いまして、この生産緑地の解除につきましては、都市計画で定められてるとはいえ、個人さんの事情で変更せざるを得ないというところの構造になってございますので、買取申出がなされて3か月が経過しますと、行為の制限が解除されますので自由に土地を利用していいということになってしまいます。

そこで、都市計画審議会の位置づけなんですけれども、買取申出は年間ランダムに主たる従事者の都合で提出されます。これを受け付けて3か月以内に都市計画審議会を開くことをすれば、できるだけリアルタイムにご報告はできるとは思いますが、都市計画審議会の方でもその買取申出については、おかしいとか受け取らないとかそのような裁量は及びませんし、そういう権限

事務局	<p>もございません。</p> <p>我々事務方にとっても裁量や権限はございませんので、年に1度この11月の都市計画審議会にまとめてお諮りをしているという運用をしております。</p>
委員	<p>今説明いただいた順序はよくわかっているんです。例えば、現況が土をいれて造成していると所有者は高く売りたいんですよ。これは、順序を踏んでいけばおっしゃる説明のとおりでよくわかっているんですが、実際に都市計画審議会にかかる前に現況は宅地化してしまっている。そういう時にはどうするのか。</p> <p>今の法律ではどうにもならないような感じですね。後から都市計画の網をかぶせてきちんとしながら、最後は個人の自由やとそういうところがあるんですよ。</p> <p>やってしまったらそれでいいと、後は買取申出してなかったら、最後は3か月たったらいいわと。そのあたりは市職員が巡回しているわけではないから目は届きませんが、現実の法律はそうなってるんですね。だからやむを得ないと。</p> <p>後から手続きして、ある一定の3か月がきたらそうなるんでしょうかとお尋ねしているんですけど。どうなんでしょうか。</p>
議長	<p>今委員の方からまたご質問あったんですけども、事務局の方で何かその部分考え方ありますか。</p>
事務局	<p>事務局です。先ほど説明させていただいた以上の説明はないんですけども取り組みとしましたら、話はそれるかもわかりませんが、任意にどんどん解除されていく。例えば道に面したところはすぐに利用できますが、奥まったところで道に接しないところは利用できない。非常に虫食的な土地利用になってしまうことから、一団の指定されている生産緑地については、あらかじめ道路計画を持つことができないかということは、事務方で検討は進めていますが、なかなか有効な手立てはないということが現状でございます。</p>
議長	<p>今、委員からいただきました、審議会にいただいた時には現状は進んでいるというご質問でございますので、ご意見として承り、事務局の方でまた何かいい方法を後日考えていただく。或いは、今この場でご意見があればいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まさに委員おっしゃられるとおりでございます。制度上、生産緑地制度というものが、今回につきましても、都市計画の手続きとしてこのままほっておくわけにもいきません。現状から見たら後追いになりますけれども、そういう形に変更させていただいている。また、11月という時期なんですけれ</p>

事務局	<p>ども、1月に土地の課税評価もありますので、それまでに整理はさせていただきたいという形で、年に1回制度の枠組みとして、まさに委員おっしゃられるとおりのことになってございます。</p> <p>これにつきましては、なかなか都市計画としましては、やむを得ないというように感じている状況でございます。</p>
委員	<p>都市計画課は同じまちづくり部に属している。500平方メートルを超えれば開発行為にひっかかってきたり、以下であっても建築指導の関係がでてくる。利用をする、家を建てるということですよね。</p> <p>そういう意味からも、まちづくりのことを考えて、ただ計画課だけではなくて同じ部内のことですから、横断的に考えて検討あるいは議論をしておく必要があるのではないか。その点も部としてお考えを持っておられたら教えてください。</p>
議長	<p>委員、今いただきました内容について、ご意見という形で事務局の方で持ち帰って検討するというところでよろしいでしょうか。他の委員さんもそれでよろしいですか。(委員意見なし)</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>せっかく市長が付議されているわけですから、市長に対して意見を言ってきたいな思うんです。農業従事者間では高い値段だから買取がないということですが、その前に市の方に買取の申し込みがあるシステムになってます。</p> <p>財政的に大変な状況がある中で、せめて畑の集団、農業生産をしている一つの集団の真ん中のようなところを変更する場合は、積極的に市が買い取って、農業としてつかえるような土地利用を検討してほしいと思います。</p>
議長	<p>そういうご意見があったということでおかしていただいてよろしいですね。他に今の議案につきましてご意見ございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、ご質疑・ご意見等は終結させていただきます。それでは、採決に入らせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。議案第2号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定)」を原案どおり決定して、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。  議案第2号につきましては、原案のとおり決定されました。  つきましては、本審議会で付議されました当該議案は、市長に答申させていただきます。答申案を配布いたします。  ただいまお配りさせていただきました答申案で答申させていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、議案第3号「阪神間都市計画道路の変更（3.5.920号見野線）について（川西市決定）」を議題といたします。  なお、本件につきましても、市長より付議を受けておりますので、付議書の写しを事務局より配布します。  それでは、事務局、説明してください。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>（事務局説明）</p>
<p>議 長</p>	<p>説明は、終わりました。  ご質問・ご意見をお受けいたします。議案第3号について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>計画道路ということで審議会に出しておられるますが、道路法の18条で区域決定の告示行為で工事できるわけです。もっと早いこととしてあげないと。なんで今頃でてるのか。  家のない方の南側へ振ってきたわけですよ。なるべく家に引かかるかからないように工事しようという。土木の道路建設とまちづくりの計画課は話しはしないんでしょうか。不思議に感じているんです。  土木でしようと思えばできるんです。告示行為は、市長が区域の変更をしたらいだけで難しい話ではない。審議会にかけなくても、一方的に告示、変更するというので図面上に線を引けば言いわけです。  早いことできなかった理由と今後工事するのが明確かどうか、わかる範囲で結構ですから教えてください。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局です。まず道路工事は告示をうちましたら、都市計画道路でなくても工事ができるのはおっしゃるとおりでございます。  今回の都市計画道路の変更ですが、現地をご覧になられた委員の皆様には説明をさせていただきましたが、都市計画道路の真ん中に能勢電鉄の橋脚があるとか、都市計画道路のとおり道路を造れば、現道の道路に大きく残地が発生するとかというような問題が発生しております。もっと早く都市計画道路を変更しておけばとの意見は、ごもっともな意見だと感じております。  この道路ですが 昭和44年に都市計画決定がなされています。それ以前の昭和42年に大和団地の開発に併せて見野線という名称に変更して12メートルと現道の状況に変わった訳ですが、この都市計画道路は、現在の市道</p>

事務局	<p>が大和団地の開発に併せて道路整備がなされた時期と都市計画変更の手続きをしている時期とが平行して進められており、昭和50年頃までは現在の道路が都市計画道路の位置にあるというような解釈が当時ございました。</p> <p>その後線引きの見直しや用途の見直しなどで、図面の精査をやっていく段階で、昭和55年頃に現道と都市計画道路が合致していないということに気が付いたということが、我々の方で紐解いていろいろ経歴を調べましてわかりました。気が付いた時点で、都市計画変更をすぐにするとか、軽微な変更ということで直すのは、当時は可能であったとは思いますが、現時点といたしましては、その後昭和55年以降の都市計画法53条の届出について、現道のラインで証明したりしておりましてなかなか直すきっかけというものが生じてこなかったまま放置されていたというようなことで理解しております。</p> <p>それが、この度わずかではございますが、道路の工事などがなされましたので、これをきっかけに今回都市計画道路の形状の変更を見直そうというように考えております。</p>
委員	<p>橋脚がぶちあたるぐらいわかるはずなんですよね。だからもっと真剣に考えてほしいということですよ。何も反対ではない。南に寄せる方が工事しやすいし当然買収もしやすい。都市計画が将来こういうことをするというのであれば、わかると思うんですよ。ここまできて工事にかかる、ぶちあたる、都市計画はこれから先の話をしてるんやからもうすこし早い段階での努力をしてほしいと思うので、早く工事にかかって、これからきちっとできるようにお願いしておきたい。</p>
議長	<p>そうしたらご意見という形でいただいて。</p>
委員	<p>現状を生かした計画変更はやるべきだと思っています。説明の中で、まだ17路線ですか未整備のところがあると。そこなどもやはり廃止すべき内容も含めて検討すべきことだと思っています。</p> <p>その中で、今回計画変更しようということですが、計画決定した後はどうなるか、計画変更で買収も含めてするのか、そういう部分はどの程度になるのか、都市計画決定したら国からの補助が受けられるかという部分も含めてもう少し説明していただければと思いますけれども。</p>
議長	<p>事業決定・実施のところまでご質問が入っていますので、都市計画決定の範囲での質問ということで。</p>
委員	<p>このように変更しようというのはどういうことか。</p>
議長	<p>変更の理由について、今のご質問の内容も含めて、答弁をお願いします。</p>

事務局	<p>事務局です。先ほどの補足になります。いろいろ紐解いた結果、その今の現道でございますね。今の現道が昭和50年ぐらいまではそれが都市計画ラインと一致をしていたということで行政判断がなされております。</p> <p>その背景には、道路証明なり53条の協議なりで、今の現道を中心として6メートルずつ12メートルに変更しますよというような取扱がなされておりました。そういう取扱で能勢電が橋脚を立てるときにも協議が成立しております。ですから、能勢電が橋脚工事に着手したのは昭和47年、それから完成したのが昭和51年なのですが、当然都市計画のほうが先ですから協議は成立しております。</p> <p>私にしても何でいまさらやねんというのは私のセリフでもあるんですが、そういう状況の中で道路が整備されることとなりまして、このタイミングを逃せば、また、放置していかなければならないという判断がありまして、このたび禁断の都市計画の変更に着手した状況でございます。</p>
議長	<p>工事の内容は、十分説明はできませんけれども、担当の方で聞いていただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
委員	<p>いろいろ問題がでてくると思うのですが、先程言いましたようにやはり見直さなければならぬ道路は、早期に見直しをしていただきたいということをお願いしておきます。</p>
議長	<p>ご意見ということで預からしていただいて、事務局の方よろしくお願ひします。その他特にございせんか。</p> <p>ご意見ご質問が無いようでしたら、この辺で終結させていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、採決に入らせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。議案第3号「阪神間都市計画道路の変更（3.5.920号見野線）について（川西市決定）」を原案どおり決定して、ご異議ございせんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>つきましては、本審議会で付議されました当該議案は、市長に答申させていただきます。答申案を配布いたします。</p> <p>ただいまお配りさせていただきました答申案で答申させていただきます。</p>

議 長	<p>議案は以上でございますのでその他に移らせていただきます。</p> <p>「阪神間都市計画マスタープラン等について」を、事務局より報告お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(事務局報告)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>兵庫県が策定されますマスタープランについての報告でございましたが、ご質問・ご意見等がありましたら、答える範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>一番最後にいわれました1-34での資料ですが、今日は報告ということでこの間の経緯を報告された訳ですが、来年1月にこの見直しが県の方でやられて、その縦覧がされて、都市計画審議会へは、その後一定の議論または意見が言えるような状況があるんでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務局です。今のご質問の関係ですけれども、来年1月以降の見直しを受けまして、都計審のほうでご報告なり、内容によってはご意見をいただかなければならないと考えております。</p>
委 員	<p>今日はあくまで報告だけで、内容については質疑はなしということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務局です。今ご報告させていただきました内容について、何かご意見とかがございましたら、それを兵庫県の方に伝えるということは当然させていただくことになりまして、前面スクリーンの今後のスケジュールの中で、これは兵庫県の事務ですので、川西市の都市計画審議会というのは、法的に付議をするというような性格のものではございませんが、兵庫県が兵庫県の都市計画審議会に付議する前に、最終的にこの案でいいかどうかということ、兵庫県知事が川西市長に対して聞いてきます。</p> <p>その川西市の意見を回答する際に、改めて本都市計画審議会の皆さんにご報告をさせていただいて、ご意見をお聞きするということになります。</p>
議 長	<p>一応、諮問があるということでよろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>この資料1-33、それと資料1-32 33の中でG-3とピンクで囲まれているところと、資料1-32のこの図面と、場所違うと思いますが。</p> <p>G-3の資料1-33に書かれているところは、新名神道路より南側になっているんですよ。ところが資料1-32に書かれているところは、新名神道路より北側なんですよ。だからこれ場所違うと思いますが。</p>

事務局	<p>おっしゃられるとおりでございます。赤で塗られている白抜きの赤囲い、この位置がG-3の位置でございます。この点につきましては、修正の方するように申し入れさせていただきます。すいませんでした。</p>
議長	<p>県の方へ修正を申し入れしますとのことですので、これでよろしいですね。他にございませんか。特にないようですので、その他につきましては、終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。</p> <p>本日は、また、現地を見ていただくということで、お昼からお集まりいただいた委員の皆様、また、慎重にご審議いただきました委員の皆様、ほんとうにありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、平成20年度第2回川西市都市計画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。ご苦労様でした。</p>